

○午前10時開議

○渡辺議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○渡辺議長 会議録署名議員をご指名申し上げます。

えのした 正人 議員

中 塚 亮 議員

ご了承願います。

○日 程

○渡辺議長 これより日程に入ります。

本日の日程は議事日程のとおりであります。

日程第1から日程第10までの10件を一括議題に供します。

日程第1

第134号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第2

第135号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

日程第3

第136号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第4

第137号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第138号議案 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第6

第139号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第7

第140号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

第141号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第9

第142号議案 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

日程第10

第143号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○渡辺議長 本件について説明願います。

[堀越副区長登壇]

○堀越副区長 第134号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第135号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、

第136号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例および第137号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

これら4議案は、区議会議員の議員報酬および期末手当ならびに区長、副区長および教育委員会教育長の給料および期末手当について、特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、これらを改定するとともに、答申の趣旨を勘案し、常勤監査委員の給料および期末手当についても、併せて改定するものであります。

改正の内容といたしましては、区議会議員の議員報酬ならびに区長、副区長、教育長および常勤監査委員の給料の支給月額について、3.3%程度の増額改定を行うとともに、期末手当の支給月数を年間3.73月から3.77月に引き上げるものであります。

これら4条例は、令和7年12月1日から施行し、令和8年度以降の期末手当に係る改正規定は令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第138号議案、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

本案は、令和7年第3回定例会で議決をいただきました特定任期付職員の給与に関する条例として、本年10月14日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえ、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例に所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、月例給与にして1万4,860円程度の公民較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行うものであります。

第2に、期末・勤勉手当の支給月数を、年間3.85月から3.9月に引き上げるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第139号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、特別区人事委員会勧告等を踏まえ、職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、公民較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行うものであります。

第2に、期末・勤勉手当の支給月数を、年間4.85月から4.9月に引き上げるものであります。

第3に、医師および歯科医師の初任給調整手当につきまして、東京都との均衡を考慮して、限度額の引上げ改定を行うものであります。

本条例は公布の日から施行し、令和8年度以降の期末・勤勉手当に係る改正規定は令和8年4月1日から施行するものであります。

なお、給料表および令和7年度の初任給調整手当の引上げ改定については、令和7年4月1日から適用するものであります。

次に、第140号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、特別区人事委員会勧告を踏まえ、会計年度任用職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、期末・勤勉手当の支給月数を、年間4.85月から4.9月に引き上げるほか、学校教育法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は公布の日から施行し、令和8年度以降の期末・勤勉手当および学校教育法の改正に伴う規定

整備に関する改正規定は令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、第141号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、特別区人事委員会勧告等を踏まえ、学校教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、東京都の教育職員との均衡を考慮して、給料表の引上げ改定を行うものであります。

第2に、期末・勤勉手当の支給月数を、年間4.85月から4.9月に引き上げるものであります。

第3に、教育管理職の給料月額につきまして、教職調整額の引上げを踏まえ、加算措置を定めるものであります。この加算措置については、教職調整額の引上げに合わせるため、段階的に実施することとしております。

第4に、義務教育等教員特別手当につきまして、上限額を「8,570円」から「1万1,570円」に引き上げるとともに、教育公務員特例法が改正されたことに伴い、校務類型に係る業務の困難性等の事情を考慮した支給制度に見直すものであります。

本条例は公布の日から施行し、教育管理職の給料月額に係る加算措置および義務教育等教員特別手当の見直しに係る改正規定は令和8年1月1日から、令和8年度以降の期末・勤勉手当の見直しに係る改正規定は令和8年4月1日から施行するものであります。

なお、給料表の引上げ改定については、令和7年4月1日から適用するものであります。

次に、第142号議案、学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正されたことに伴い、学校教育職員に対し支給する教職調整額の支給率を100分の4から100分の10に引き上げるほか、教員の資質や指導力向上を目的とした長期研修を受講する者に係る教職調整額の支給率を減じる措置を廃止するものであります。なお、教職調整額の支給率の引上げにつきましては、段階的に実施するものであります。

本条例は、令和8年1月1日から施行するものであります。

次に、第143号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、特別区人事委員会勧告を踏まえ、幼稚園教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、公民較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行うものであります。

第2に、期末・勤勉手当の支給月数を、年間4.85月から4.9月に引き上げるものであります。

第3に、義務教育等教員特別手当につきまして、教育公務員特例法が改正されたことに伴い、校務類型に係る業務の困難性等の事情を考慮した支給制度に見直すものであります。

本条例は公布の日から施行し、義務教育等教員特別手当の見直しに係る改正規定は令和8年1月1日から、令和8年度以降の期末・勤勉手当の見直しに係る改正規定は令和8年4月1日から施行するものであります。

なお、給料表の引上げ改定については、令和7年4月1日から適用するものであります。

以上で10議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

なお、第138号議案、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、第139号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第140号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、第141号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第142号議案、学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例、第143号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ人事委員会に意見を徴しております。回答は配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第1から日程第7までの7件につきましては総務委員会に、日程第8から日程第10までの3件につきましては文教委員会にそれぞれ付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、明27日、午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午前10時08分散会

議 長	渡辺 ゆういち
署名人	えのした 正人
同	中 塚 亮